

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、川西町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 都市計画基本図修正
- 二 測量の地域 川西町全域
- 三 測量の期間 令和三年八月三十日から令和四年一月三十一日まで